

## 「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の概要」にかかる パブリックコメントの集計結果

### 1. パブリックコメントの概要

- (1)意見募集期間:平成23年11月8日(火)～12月7日(水)
- (2)告知方法 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

### 2. 意見件数

FAX	メール	郵送
785	4,530	27,659

### 3. 意見提出者数

個人	団体
33,009	8

※連名での意見提出があるため、意見件数と提出者数は異なる。

意見内容	理由	御意見に対する考え方	意見数
1. オークション市場の動物取扱業への追加			
(全般的意見)			
<p>オークション市場を動物取扱業に追加することに賛成する。</p> <p>将来的にオークションを禁止することを前提に動物取扱業に追加することに賛成する。</p> <p>動物の売買は、直接ブリーダーから行うのがのぞましい。</p>		<p>案の通り売買のあっせんを競りの方法により行うことを事業として行う者(いわゆるオークション事業者)を動物取扱業に追加します。</p>	6,021
<p>動物のオークションを禁止すべきである。</p>	<p>・「命ある者」を競りにかけるべきではないため。</p> <p>・オークションを経ている流通形態が、殺処分が減らない原因であるため。</p> <p>・ブリーダーからの直接購入がのぞましい形態であるため。</p>	<p>我が国の犬猫の流通の半分がオークションを経由している状況において、オークションを禁止することは適切でないと考えます。一方、今回の改正で、オークション市場事業者を動物取扱業の登録対象とすることにより、登録にあたっての事業内容・施設の確認、登録後の行政の監視等により、オークション市場及びオークションを経由する動物における動物取扱の適正性の確保を図ることが可能になります。</p>	129
<p>インターネット等によるオークションの売買は禁止すべきである。</p>		<p>ネットオークションを含めたインターネット上での動物の売買等につきましては、動物の売買に当たっての現物確認の義務化等の動物愛護管理制度の見直しの中で、併せて検討させていただきます。</p>	40
<p>インターネットオークション事業者が対象にならないことを明確にすべき。</p>	<p>インターネットオークション事業者がその立場上行いえない義務を課すことになるため、妥当な規制ではない。</p>	<p>ネットオークションを含めたインターネット上での動物の売買等につきましては、動物の売買に当たっての現物確認の義務化等の動物愛護管理制度の見直しの中で、併せて検討する必要があるため、今回の対象は競りの会場に動物を持ち込む場合に限定しました。</p>	1
<p>すでに、販売業として登録しているオークション市場もある。オークション市場は新たに業種を追加するのではなく、5業種の販売業に位置づけるべき。</p>		<p>今回政令で定める事業は、現行の5業種では対象にならない事業者を対象とするものです。</p> <p>今回対象とするオークション事業者は、現在動物愛護管理法の登録対象ではない売買のあっせん行為として「競り」を開催している事業者を対象とするものであり、事業の中で、売買の「代理」「取次ぎ」を行っている場合には、従来通り、動物販売業の登録が必要です。</p>	18,609
<p>①～④の改正案は、既にどのオークション市場でも実施されている。オークション市場が遵守すべき基準は、そうした実情をよく把握した上で定めるべき。</p>		<p>基準策定に当たっては、オークション市場関係者へのヒアリング等を行い、これを参考にさせていただきました。</p> <p>①～④につきましては、動物の適正飼養及び動物売買におけるトレーサビリティ確保のため非常に重要であるため、遵守すべき基準として定めるものであります。</p>	

①競りをするまでの間の動物の取扱いを、現行の施行規則及び取扱業者細目に掲げられた飼養基準等に従って行うこと。				
	競りを主催する運営者ではなく、競りに参加する事業者が仔犬や子猫を責任をもって管理することとし、競りより以前から動物をオークション施設内に集積することや、落札しなかった動物を元の管理者から引き離しオークション施設内に置いておくことはしないようにすべき。		競りを行う前に一時的に動物を保管する場合は想定されるため、このような場合について、現行の飼養基準・飼養施設を遵守し、さらに、当該健康であることについて目視や意見聴取による確認を図り、疾病のまん延等の予防を図るよう定めたとところです。	1
②競りの参加事業者について、動物取扱業の登録を受けていることを確認するなど、動物の取引に関する関係法令に違反していないこと等を聴取し、違反が確認された場合には競りに参加させないこと。				
	「違反が判明した場合は、所管の動物行政(動物行政窓口、各自治体等)に通知すること」を追加		違反行為自体は動物取扱事業者の責に帰すべき問題であるため、違反行為が判明した場合に通報することはのぞましい行為ではありますが、オークション事業者の義務として基準に追加することは、見送らせていただきます。	1,039
	環境省への通知を義務付けるべき。			
	違反が判明した場合には、競りに参加させないだけでなく、罰則を設けるべきである。		違反が判明した場合には、所管自治体等により適正な処分が行われることとなります。	
	犬猫のトレーサビリティを確保するため、マイクロチップ装着を義務付け、オークション業者等流通業、小売業までの各段階を通じて、犬猫の情報と、取引内容の記録を作成し、記録を義務付ける。	トレーサビリティは流通経路全体に関わることであり、オークション業者だけでは成立しない。特に繁殖業者からの情報の記録が必要。ただし、マイクロチップの電子情報だけでは偽装も考えられるので書類による記録との併用が必要。米や牛肉のトレーサビリティ法を参考にすべき。	マイクロチップの装着は、オークション市場に限定された問題ではないため、動物愛護管理制度全体の見直しの中で検討させていただきます。なお、現行制度上動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調整し、5年間保管することが義務付けられており、今回同様の基準をオークション事業者にも課すこととします。	2,671

③競りによる売買が行われる際に、販売業者による販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。			
<p>販売に係る契約時の説明は、トレーサビリティに対応した書式に基づく文書で行うこと 契約時の説明文書を書式で提出させるべき。</p>		<p>販売に係る契約時の説明は、販売業者に対する義務であるため、説明事項の追加に関する御意見は、動物愛護管理制度見直しの参考とさせていただきます。 なお、現行制度上では、①品種等、②性成熟時の標準体重・標準体長、その他の大きさに関する情報、③平均寿命その他の飼養期間に関する情報、④飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模、⑤適切な給餌及び給水の方法、⑥適切な運動及び休養の方法、⑦主な人と動物の共通感染症その他動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防法、⑧不妊又は去勢の措置の方法及びその費用、⑨みだりな繁殖を制限するための措置、⑩遺棄の禁止その他動物関連法令の規制内容、⑪性別の判定結果、⑫生年月日、⑬不妊又は去勢の措置の実施状況、⑭生産地等、⑮所有者の氏名、⑯病歴、ワクチンの接種状況、⑰親及び同腹子にかかる遺伝性疾患の発生状況、⑱その他適正な飼養又は保管に必要な事項の説明が義務付けられており、これについては文書で交付して説明することが義務付けられています。</p>	5,657
<p>競りにかける動物一頭一頭につき、「繁殖業者名(名称、住所、連絡先、責任者)」「誕生日」「出荷日」「親、兄弟から引き離れた日にち」「血統書の有無(有った場合は登録番号と公布の義務化)」「親犬の蓄犬登録番号、鑑札」「交配記録(何回目の出産か)」「親が持っている疾病の報告」などトレーサビリティがわかる書類を必ず提出させ、5年間の保存の義務付け。</p>	<p>「説明」だけでは口頭でも可能。決まった書式による文書を明確に義務付けるべき。 ・社会化期の管理に多くの問題点が指摘されている背景を踏まえると、契約時の説明事項に繁殖業者名や誕生日等を入れることが必要。</p>	<p>幼齢な犬猫は感染症の危険性が高く、潜伏期間を経て被害が発生する。これまで接種していない現状で発生したと思われる事案があっても、明らかな証拠がつかみにくく露見しなかった。 オークション市場が取扱業として登録されるのであれば、当該事業者は取り扱う個体の健康を最低限保証すべき。</p>	3,832
<p>競り市に参加する犬猫には、感染症予防のためにワクチン接種を義務付ける。  参加事業者がワクチン接種がいつ行われたか証明書の提出を義務付ける。</p>		<p>ワクチン接種の義務づけは、「競り」に特化した問題ではなく、動物の流通全般の問題であるため、御意見は、動物愛護管理制度見直しの参考とさせていただきます。</p>	

④競りにおける取引状況を台帳により調整し、また、実施した競りにおいて売買された動物について顧客に対して交付された契約時の動物の特性及び状態に関する文書の写しを販売業者から受け取り、これを5年間保存すること。

	小売業者がどの個体を購入したかの書類の5年間保存の義務付け。		「顧客に対して交付された契約時の動物の特性及び状態に関する文書の写し」の保管に当たっては、どの販売業者が、どの小売業者に交付したものが明確になるように保管するよう義務付けます。	1,314
	犬猫の親、兄弟などを追跡調査できる文書を追加する。	速やかに、犬猫の親、兄弟などが追跡調査できない状況では、共通感染症に感染した動物が売買されても、繁殖業者の追跡調査が困難となり、国民の健康を害する可能性がある。	販売業者に対する新たな義務付けに関する御意見については、動物愛護管理制度の見直しの参考とさせていただきます。	2
	取引個体の両親情報を提出させ5年間保管させるべき。			

⑤その他			
オークション開催時には、獣医師の配置を義務付ける。	家畜の競り市では、感染症予防のために獣医師の配置が義務付けられている。幼齢な犬猫の取扱は、感染症の蔓延の危険性が高いため、繁殖業者がワクチン接種してこない場合に備え、現場においてワクチン接種できる環境を整えるべき。	オークション事業者が、事前に動物を預かる等の場合には、動物の個別管理などの感染症予防策等が必要となります。現行制度上、オークション以外の動物が多数集まる事業を行う場合においても、獣医師の配置は義務付けられていないため、オークション事業者のみに、獣医師の配置を義務付ける予定はありません。	1,343
オークション会場での売買の公開を義務付ける。		オークションは、私人の営業活動であるため、その公開を義務付ける予定はありません。	89
管轄自治体の立ち会いを義務付ける。		今回の改正は、その他の動物取扱業と同様に、登録制度の導入により、管轄自治体の監督下におくものであり、管轄自治体の立ち会いまで義務付ける予定はありません。	14
競り市場は現金取引のため、消費税は当日徴収納税。		動物愛護管理法は、動物の取扱に関する法であるので、消費税の取扱いにつき規制するものではありませんが、当然ながら、事業者は関係する税法等を遵守する必要があります。	14
個人でのオークション市場への出品は禁止すべき。	配送などで十分な配慮が行われない可能性があるため。	オークションへの参加について、法令上で個人・法人の別を区別するのは適切ではありませんが、個人としてオークションに出品する場合にも、反復継続して出品する等の場合には、動物取扱業の登録が必要です。	1
オークション市場においても、「動物の5つの自由」を確保すべき。		「動物の5つの自由」の動物愛護管理法上の位置づけについては、現在動物愛護管理制度見直しの中で議論されているところであり、いただいた御意見は、見直しの際の参考にさせていただきます。	32
現行の動物取扱業に対する細目にケージの積み重ねでの飼育を禁止する、ケージ等の清掃を1日2回以上行う、飼養する動物を職員1人につき10頭までとする、生後8週齢以上親・兄弟姉妹とともに飼養又は保管する、巡回は1日3回以上とする、ワクチンが定着するまで販売を禁止する、疾病・傷害・妊娠中若しくは幼齢動物には、隔離するなど過度なストレスがかからないようにする、繁殖回数制限を設ける、殺処分には麻酔薬を使用する等を追加すべき。		飼養施設及び取扱いに関する基準の数値化については、現在動物愛護管理制度見直しの中で議論されているところであり、いただいた御意見は、見直しの際の参考にさせていただきます。	12

<p>落札後段ボールで生体を輸送するなど、動物の輸送方法について規制をして欲しい。</p>		<p>動物の輸送に係る基準については、現在動物愛護管理制度見直しの中で議論されているところであり、いただいた御意見は、見直しの際の参考にさせていただきます。</p>	<p>1</p>
<p>8週齢未満に親兄弟から引きなされた動物を、オークションの対象とすることを禁止すべき。</p>		<p>幼齢動物の親等から引き離す日齢に関する基準については、現在動物愛護管理制度見直しの中で議論されているところであり、いただいた御意見は、見直しの際の参考にさせていただきます。</p>	<p>1</p>
<p>違反した場合は一定期間の取引禁止とするべき。</p>		<p>②において、違反行為を行った事業者は、競りに参加できないことを基準として設けています。</p>	<p>2</p>

意見内容	理由	御意見に対する考え方	意見数
2. 動物を譲り受けて飼養する事業者の動物取扱業への追加			
動物取扱業に、動物を譲り受けて飼養する事業者を追加することに賛成。	・引き取った動物を世話しない事例が見られたため。 ・悪徳業者の排除につながる。 ・生きた動物を扱うことを業としている全ての事業者を対象とし、規制することは当然である。	案の通り動物を譲り受けてその飼養を行うことを事業として行う者を動物取扱業に追加します。	1,721
事業者の定義を明確にするべき。		規定上は「動物を譲り受けてその飼養を行うこと(当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る)」を業として行う者を対象とします。施行に当たっては、施行通知等でその対象範囲が明確になるようにする予定です。	226
対象事業者を「終生保護飼養施設」と明記すべき。	もともと事業者は「老犬・老猫ホーム」を運営する者が想定されており、その譲り受けた動物が寿命を全うするまで飼育することを合意して契約しているため。	終生飼養する事業者に限定した場合、新たな飼い主に譲渡する可能性を有することをもって、登録の対象から外れてしまうため、対象を終生飼養する事業者に限定しません。	53
所有権が事業者側に移り、終生飼養する事業者とすべき。			
事業者の終生飼養を義務付けるべき。		譲り受けた事業者が、終生飼養するか、場合によっては新たな飼い主に譲渡するかは、当該動物の譲渡人と譲受人間の契約上の問題であると考えます。	
生きた動物を扱う業を営む者は全て対象にすべきである。	犬猫以外にも問題が発生しているため。	動物取扱業の対象である動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの)に限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く)を扱う場合には全て対象になります。	147
犬又は猫を譲り受けるときには、避妊手術をしている個体を譲り受けること、避妊手術をしていない場合には、速やかに避妊手術をすべきことを追加すべき。		不妊・去勢手術等、みだりな繁殖を防ぐための措置については、一般飼養者同様繁殖制限に関する基準が適用されます。  ※所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適正な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼養等その繁殖を制限するための措置を講じること。	40
譲り受けた後に、第三者へ再譲渡又は転売することは禁止する。		第三者への再譲渡又は転売の可否については、動物の適正な飼養の問題ではなく、譲渡者と譲受者の契約上の問題であると考えます。	18

<p>動物を譲り受けた事業者は、事実上の所有者であるが、畜犬登録の義務を負わないので、仮登録の届出をさせる。店頭販売の契約時点で、消費者に本登録するように指導することを義務付けるべき。</p>		<p>今回の動物取扱業登録の対象となる「動物を譲り受けた事業者」は、動物の所有権が移転した場合に限定されるため、当該事業者は狂犬病予防法上の「新所有者」に当たり、所在地を管轄する市町村長への届出の義務があります。 ※所有権が移転しない場合については、引き続き「保管業」としての登録が必要です。</p>	22
<p>病気の有無の確認やワクチン接種を義務付けるべき。</p>		<p>ワクチン接種の義務づけは、「競り」に特化した問題ではなく、動物の流通全般の問題であるため、御意見は、動物愛護管理制度見直しの参考とさせていただきます。</p>	1
<p>寄付金や支援物資、預かりボランティアを募集している保護活動団体、中間譲渡業も追加すべき。</p>		<p>営利性のない団体は、今回追加する動物取扱業の対象には入りません。動物愛護管理法第35条に基づき、動物を引き取る動物愛護団体等の位置づけについては、動物愛護管理制度の見直しの中で議論されているところであり、御意見は、見直しの参考にさせていただきます。</p>	1
<p>譲渡先から譲渡元である団体へ、譲渡動物の生活状況や手術等についての報告を義務付けるべき。</p>		<p>譲渡動物の状況について譲渡人に報告するかどうかについては、譲渡人と譲受人の間の契約の問題であると考えます。</p>	1

意見内容	理由	御意見に対する考え方	意見数
<b>3. 犬及びねこの夜間展示の禁止等</b>			
<p>犬及びねこの夜間展示の禁止に賛成</p> <p>犬や猫の本来の習性を考慮した展示、販売方法であれば、時間を規制する必要はない。</p> <p>夜間の展示を禁止すべきではない。</p>	<p>動物園やサファリパークなどの展示施設は対応困難なのではないか。</p> <p>夜は照明の明るさなどを調整することなどで対応可能。</p> <p>動物は昼夜関係なく、眠たくなったら寝るので問題ない。</p> <p>まずは購入者のマナー向上を徹底させるべき。</p> <p>時間帯を夜間と定めるのは明確な根拠がないため。</p> <p>夜間にしか購入できない人がいる。</p> <p>いたずらに私権を制限すべきではない。</p> <p>本制限による代替策が明示されていない。</p> <p>時間規制よりも休息ができる空間作りを推奨すべき。</p>	<p>案の通り犬及びねこの夜間展示を禁止します。</p> <p>夜間に展示した場合、例え暗くする、静かにする等の環境を確保したとしても、販売に際して対象となる犬猫を顧客等が触れる等、その睡眠が妨げられる事態が想定されるため、夜間における展示行為を禁止することが、規制手法として適切かつ効果的であると判断し、今回規制を導入することとしたものです。</p> <p>また、特に幼齢期においては、断眠による成長阻害が指摘されており、動物の適切な飼養のためには、夜間の展示は禁止すべきと考えます。</p>	<p>4,549</p> <p>152</p>
<b>①犬及びねこの夜間の展示を行わないこと</b>			
<p>対象を犬とねこに限定しないようにすべき</p> <p>うさぎを対象に加えるべきである。</p> <p>愛護動物(愛玩動物)全てを対象とすべき。</p> <p>犬猫だけでなく、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類の「全ての脊椎動物」を対象とすべき。</p> <p>犬やねこ以外の動物(うさぎやハムスターなどの小動物)も対象とすべき。</p>	<p>近年犬及びねこに次いで人気が高まっているため。</p> <p>動物に区別はない</p> <p>犬やねこ以外の動物も、同様に夜間展示でストレスを受けるため。</p> <p>夜間展示に関しては、幼犬・幼猫を扱う販売時点が、一番動物にとって影響が大きい。</p> <p>夜間の酔客など、判断能力に欠ける者による購入が問題であるため。</p> <p>展示・貸出は、年齢規制をすれば良い。</p> <p>販売業者と展示業者を明確に区分すべき。</p>	<p>今回の規制においては、取扱量の多さ、一定の科学的知見の存在、人との接触可能性の多さ等から、対象を犬及びねこに限定します。</p> <p>対象動物の拡大については、今回の規制措置の実施状況も踏まえ検討させていただきます。</p>	<p>4,237</p> <p>1,092</p>
<p>対象を販売業者に限定するべきである。</p>	<p>販売目的でない、成犬・成猫を貸出・展示する業者への配慮が必要。</p>		<p>3</p>
	<p>猫カフェは、保護活動をかねて営業している店が多い。</p> <p>猫は夜行性であり、夜間の方が活発に活動している。</p> <p>猫カフェでは、ケージ内ではなく、広い場所での展示を行っており、販売とは展示手法が異なる。</p> <p>規制した場合、夜行性なのに逆に狭いケージ内に押し込められるなど、猫の生態にとって良くない。</p>	<p>動物に対する影響を考えた場合、展示行為を行う主体の違い(販売業者、展示業者又は貸出業者による影響の違い)はないため、販売業者、貸出業者、展示業者全てを対象としました。</p> <p>夜行性の個体であっても、夜は暗所で活動するのが本来の習性に合致するものであるため、一般的な展示を行うのには適さないため、展示規制の対象としています。</p>	

ねこカフェ(あるいは猫)を対象から除くべきである。	<p>猫カフェでは、入店時に詳細な注意事項があるなど、ストレスを与えない展示方法がとられている。</p> <p>猫カフェは、猫の不適正飼養を減らす効果がある。</p> <p>今まで平日に訪れた客が、休日に集中し、逆に猫にとってストレスとなる。</p> <p>「猫は昼活動して夜寝るもの」という、猫の生態に関する誤った認識を社会に広めるおそれがある。</p> <p>家庭での飼育環境に近い形での展示においては、時間帯よりも、犬猫の健康状態や精神状態により判断すべきである。</p>		36
ペットセラピーは別に扱うべき。	販売業とは形態が異なり、動物へ与えるストレスも違う。		1
規制範囲を深夜(午後10時から午前6時までの間)とすべき。	<p>社会通念や国民の愛護感情を考慮すれば、深夜規制が適当。</p> <p>現在のライフスタイルを考えれば、午後8時は早すぎる。</p> <p>猫は午後10時までには一番活発に活動している。</p> <p>一般飼育環境における規制がなく、現在のライフスタイルから、一般家庭では午後8時はまだ起きている時間帯なのに、業者だけ規制をかけるのはおかしい。</p> <p>会社帰りの人などの購入の機会を逃す。</p>	<p>今回の規制時間は、人間のライフスタイルに合わせて設定したものではなく、犬猫への影響を考慮し設定したものです。そのため、周囲が暗くなる時間である夜8時を規制の開始時間に設定しています。</p> <p>なお、必ずしも午前8時から午後8時までの間の全ての時間の展示を推奨するものではありませんが、④にあるように、このような長期間連続展示を行おうとする場合は、その間に展示を行わない時間を設けることが求められます。</p>	23
21時以降の展示を規制すべき。			4
動物に応じた時間設定とすべき			3
夜間を午後5時から午前10時までとすべき。	午後8時では遅すぎる。12時間の展示が可能となってしまう。		25
午後6時以降の生体の店頭展示を禁止すべき。			3
時間帯ではなく、総展示時間で規制すべき。	長時間展示は問題だが、夜行性の動物など必ずしも、動物種によって適正な時間が異なる。	総展示時間については、現在の知見等に基づき具体的数値基準を設けるのが困難であるため、今回の改正において、具体的な時間を設定することは見送りました。	22
時間規制については、取扱業者のみでなく、場所を提供している店舗側にも義務付けるべき。	大型店舗内にある販売店など、取扱業者だけの対応では困難な場合があるため。	店舗内の一区画で販売を行う場合には、必ずしも店舗そのものを閉鎖する必要はなく、飼養施設内を衝立等で区切る、カーテン等で隠す等の措置により、展示行為そのものを中止すれば、展示を行っていないものと見なす予定です。ただし、店舗内の照明やBGM等が動物の睡眠に妨げになるような状態である場合には、店舗側の協力を求めるようにしてください。	1
②販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間、犬及びねこの飼養施設(飼養施設と展示施設が同じ場合にあっては展示施設を含む。)内は、照明の照度を落とす、静穏を保持する等の環境を維持し、顧客又は見学者が当該施設内に入らないようにすること。			

③販売業者、貸出業者、展示業者は、夜間、顧客等が犬又はねこに接触しないようにすること。				
	「接触」だけでなく、「観察できないようにする」を追記すべき。		「観察」は、犬及びねこが展示されている場合のみ可能であるため、①の措置により規制されます。	2,767
④犬又はねこを長時間連続して展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。				
	「その途中において展示を行わない時間を設ける」ではなく、「犬や猫が休憩できるような展示施設を設ける」とした方が良い。		施設によっては、照明の具合や店舗内の音楽、顧客との接触等により、展示施設内でも休憩が困難な場合が想定されますので、犬又はねこを長時間展示する場合には、展示を行わない時間を設けることが必要と考えます。	21,795
	深夜の生体展示を禁止すれば、休憩時間まで規制する必要はない。	日中、夜に関わらず健康状態によって、安静にさせるなどの対処は既に行っている。	なお、「展示を行わない」とは必ずしもバックヤード等別の施設に移すことを求めるものではなく、ケージを布等で覆う、休憩を取っている部分の照明を落とし、顧客が触れないようにすること等の措置も含まれます。	
	現状でも、展示施設の中で犬やねこが眠れるようになっている。休憩時間まで規制する必要はない。			
	展示時間は、1日最長8時間までとする。また6時間を超える場合には、最短45分以上の休憩を加えることとすべき。		総展示時間については、現在の知見等に基づき具体的な数値基準を設けるのが困難であるため、今回の改正において、具体的な時間を設定することは見送りました。ただし、今回の改正後の展示可能時間(朝8時から夜8時まで)の間連続展示する場合には少なくともその間に1回は休憩時間が必要であると考えます。	4,229
	最長3時間の展示の後、2時間の展示を行わない休憩の時間を設けるべき。			
	展示時間は1日最長5時間までとすべき。またその間に休憩時間を設けることを義務付けるべき。			
	展示時間は、1日最長でも6時間までとし、間に1時間以上の休憩を設ける。			
	展示をされていない時を過ごす場所は、その動物種の生体にあった広さを確保すべき。		飼養施設については、現行基準上「ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものであること」と規定されています。	228
	展示に関わる時刻を記録に残し、一年間保管すべき。		個々の動物の展示時間を記録に残させることは、事業者にとって過大な負担を負わせることになるため、これを義務付けることは見送りました。	2
⑤夜間に犬及びねこ以外の動物を展示する場合であっても、展示施設内の照明の照度を落とす、静穏を保つ等の措置を講ずること。				
	犬及びねこ以外の動物についても顧客との接触を避けることを追加すべき。		今回、夜間展示規制の対象は「犬及びねこ」に限定していません。そのため、犬及びねこ以外の取扱いに関して、夜間の顧客との接触を禁止する予定はありませんが、現行制度上その他の動物であっても、当該動物に過度にストレスがかからないよう顧客等に接触方法について指導する義務があり、夜間の接触については、これに基づき十分配慮して行うことが必要です。	59
動物取扱業の登録等の申請事項に、営業時間を追加する等				
	申請事項に営業時間等を追加すること等に賛成		案の通り、申請書類に営業時間等を追加します。	7

⑥その他				
	違反した場合の罰則や、違反者の公表制度を設けるべき。		違反した場合には、他の基準と同様、改善勧告・命令の対象となり、命令に違反した場合には、罰則の対象となります。違反者の公表については、現在他の違反行為も公表の対象となっていないため、本規制の違反行為を理由に公表の対象とすることは考えておりません。なお、本規制も含めた動物愛護管理法全体の違反行為を公表すべきという御意見については、動物愛護管理制度の見直しの参考とさせていただきます。	1
	生体販売を行う業者を店子としている者も動物取扱業とすべき。	生体販売会社を店子としているデパート・大手スーパー・ホームセンター等も、動物の販売で利益を得ている以上動物取扱業として登録し、動物取扱責任者若しくはそれに準ずる有資格者を配置すべき。	販売場所の店子の協力も含め、動物取扱業者が責任を負うべきものと考えます。	1
	ドックランについても規制対象とすべき。		規制対象拡大は、夜間展示規制に限られた問題ではないため、御意見は、動物愛護管理制度見直しの参考とさせていただきます。	1
	動物愛護を目的とする事業者であって、営業所の所在地の都道府県知事が必要と認める者については、夜間展示規制の例外とすべき。	犬猫の譲受希望者が仕事の後に引き取りにくる場合等に支障が生じる。	今回の規制は、販売業者・展示業者・貸出業者を対象とするものであり、それ以外の事業を行う場合、また営利目的ではなく譲渡事業等を行っている場合には対象となりません。	2
	展示時間より展示方法に着目すべき。	狭いケージの中で、トイレも一緒など不適切な取扱いが散見される。	飼養施設の適正化に関する御意見については、動物愛護管理制度の見直しの参考とさせていただきます。	4
4. 施行期日				
	1年の猶予期間の必要性はない。			
	「施行日から半年以内の登録を義務付ける」とすべき	一年間も野放しにする必要はない。	新たな規制の導入に当たっては、現在事業を行っている者の事情を十分尊重すべきであり、必要な準備期間を設けることが必要です。施行後1年間の経過措置規定は、前回改正時と同様のものであり、今回改正においても同様の規定が必要と考えます。なお、経過措置期間中も、既存の登録業者と同様の扱いを受けるため、今回新たに設けられる基準等は適用され、それに違反する場合には、勧告・命令及びそれに違反した場合の罰則の対象となります。	51

	意見内容	理由	御意見に対する考え方	意見数
5. その他	実施に当たっては監視体制の強化や消費者行政との連携を求める。また、市民ボランティアを活用すべき。			
	オークション市場や、動物取扱業、実験・産業等に供される動物については、別の「動物取扱業に関する法律」として、現在の動物愛護管理法から区分すべき。			
	ネットでの販売は法律で禁止すべき。			
	動物の生態陳列販売は廃止すべき。			
	生後2ヶ月前のペット販売を禁止すべき。			
	ペット購入時に、住居などペットを飼える環境にあるかを確認すべき。			
	適正な管理方法について具体的な数値基準を設けて欲しい。			
	ブリーダーは資格制度とすべき。			
	ブリーダーへの定期的な立ち入り検査を実施すべき。			
	ペット税を導入すべき。			
	人工的ペット作成を禁止すべき。			
	犬の予防接種のガイドラインについて見直しを求める。	アメリカでは、混合ワクチンを1年に1度うつという慣行が見直されている。その個体に必要と思われるワクチンだけを接種すべき。	いただいた御意見は、動物愛護管理制度の見直しの参考とさせていただきます。	114
	補助金などの支援により無理な繁殖活動をしないうにさせるべき。			
	マイクロチップの導入強化を法レベルで取り組んで欲			
	犬の屋外での飼養を禁止するとともに、鳴き声についての騒音規制を設けるべき。			
	オウム、大型インコについては早急に輸入停止、国内に存在する分について「5つの自由」の確保を図るべ			
	幼齢動物の販売、繁殖制限、飼養施設の適正化等をむしろ進めるべき。			